

医療費が改正されます

2026年6月から、私たちが病院や薬局にかかるときの医療費（診療報酬）が変わります。

高齢化がピークを迎える一方で、現役世代が減少する「2040年問題」を見据え、医療のしくみを見直す大きな節目となる改定です。

今回は12年ぶりに全体でプラス改定となり、診療報酬本体は3%超の引き上げが行われます



2026年度
診療報酬改定率
+3.09%*
(2026年度 +2.41%
2027年度 +3.77%)
*2026年度および2027年度の2年度平均

薬価等(薬代・医療材料の合計)
-0.87%

受診編

1 私たちの医療費がアップ

物価高対策や医療スタッフの給与アップの原資を確保するため、医科の再診料・入院料や入院時の食費、歯科の初・再診料などが6月から引き上げられます。

6月から変わる主な医療費	
初診料	2,910円(据え置き) →
再診料	760円(10円増) ↑
物価対応料	20円(新設)
外来・在宅 ベースアップ評価料	初診時 170円(110円増) ↑ 再診時 40円(20円増) ↑ ※貴上げを継続していた場合は、初診時230円、再診時60円
急性期一般入院料1	1日当たり18,740円(1,860円増) ↑
入院時の食費	1食当たり730円(40円増) ↑
入院時の光熱水費	1日当たり458円(60円増) ↑
初診料	2,720円(50円増) ↑
再診料	590円(10円増) ↑

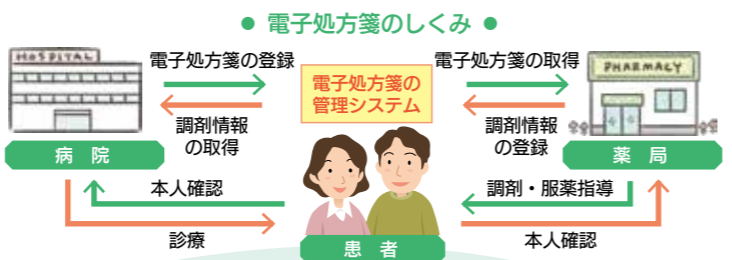
注目
物価対応料
物価高対応として初・再診時に加算されます

注目
外来・在宅
ベースアップ評価料
賃上げへの評価料が引き上げられます



2 医療DXの推進

電子カルテの共有サービスや電子処方箋を活用する病院を評価し、医療DX(デジタル化)がより推進されます。異なる医療機関で医療データを確認でき、ムダな検査や重複処方の防止につながると期待されています。



3 かかりつけ医機能の強化

かかりつけ医機能を強化するため、初診時に加算される「機能強化加算」の要件が厳格になります。外来・在宅データを国に提出することを促すとともに、災害時に医療を継続できるように計画を策定することを義務づけます。

機能強化加算 ▶ 800円(据え置き) →

夜間休日の受診を減らし、病院勤務医の負担を軽減するため、夜間休日等の問い合わせや受診に対応する診療所の時間外対応の評価が引き上げられます。

時間外対応体制加算 ▶ 20~70円(10~20円増) ↑

お薬編

1 お薬の適正使用を促進

今回の改定では、物価高・人件費高騰への対応とともに、残薬やのみ合わせのチェックなど、地域で安心して薬を使える体制を整えている薬局がより評価されるようになります。



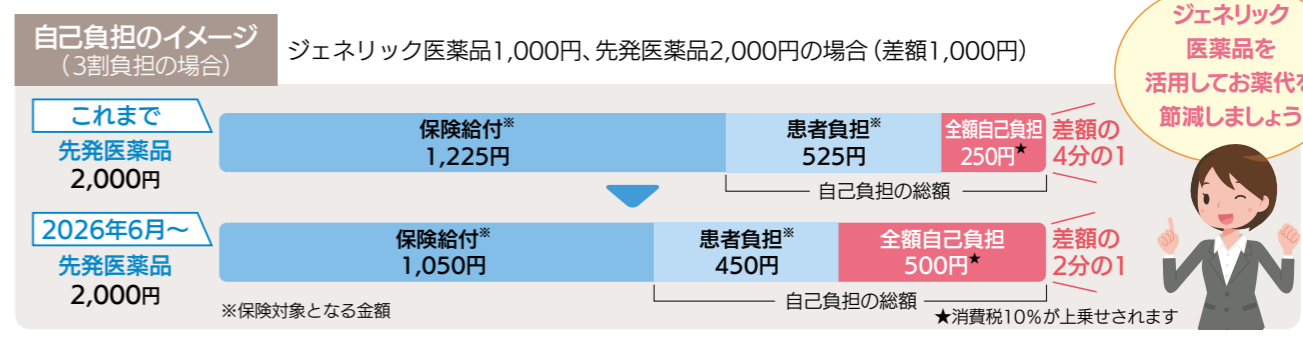
薬局の基本料金「調剤基本料」アップ
「調剤基本料」が一部引き上げられ、地域の「かかりつけ薬局」を手厚く評価するメリハリのあるしくみになります。
調剤基本料
▶ 470円(20円増) ↑
薬局の規模、立地により変動。

長期処方・リフィル処方箋の推進
通院にかかる負担を軽減するため、長期処方やリフィル処方箋が推進されます。
長期処方やリフィル処方箋に対応できることを患者に周知しなければならない医療機関を拡大します。

薬局での残薬調整の推進
処方箋に医師の指示があり、薬剤師が残薬を確認・調整した場合、調剤報酬が算定されるようになりました。
調剤時残薬調整加算
▶ 300~500円(新設)

2 「あえて先発医薬品を選ぶ」場合の負担増

ジェネリック医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を希望すると自己負担の総額が増えますが、その額が大きくなります。これまでは先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当額でしたが、6からは価格差の2分の1相当額に引き上げられます。



ジェネリック医薬品を活用してお薬代を節減しましょう



2026年8月から 高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額*が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。

近年の医療費の伸びに対応し、2026年8月から月額自己負担限度額が引き上げられます。また、新たに「年間上限*」を導入するなど、長期療養者等の経済的負担に配慮した見直しを行います。

さらに、2027年8月からは所得区分が細分化され、より収入に応じた自己負担限度額となる予定です。
*入院時の食費負担や差額ベッド代などは含まれません。

現行の限度額と2026年8月から変更となる限度額

所得区分	自己負担限度額		自己負担限度額	
	標準	多数回該当	標準	多数回該当
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + 1%	140,100円	270,300円 + 1%	140,100円
標準報酬月額53~79万円	167,400円 + 1%	93,000円	179,100円 + 1%	93,000円
標準報酬月額28~50万円*	80,100円 + 1%	44,400円	85,800円 + 1%	44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円	61,500円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円	36,900円	24,600円

*過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
**当健保組合の特例退職被保険者の標準報酬月額は、現在41万円と定めています。

*年間上限(年単位の上限額)が新設されますが、当健保組合には付加給付があるため、原則該当するケースはありません。
**当健保組合には独自の付加給付があり、上表よりさらに負担が軽くなります。被保険者は25,000円、被扶養者は50,000円を控除した額を健保組合から支給します。